

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年12月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700261号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700163号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年7月15日は2万5,000円、平成17年12月20日は9万1,000円、平成18年12月20日は17万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚の訂正請求時に提出された賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は2万5,000円、請求期間②は9万1,000円、請求期間③は17万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述の預金通帳により、請求期間①は平成17年7月15日、請求期間②は平成17年12月20日、請求期間③は平成18年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成17年7月15日、平成17年12月20日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700236号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700165号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額について、平成15年12月18日は21万2,000円、平成16年12月21日は23万9,000円、平成17年7月15日は25万9,000円、平成17年12月20日は25万4,000円、平成18年12月20日は35万9,000円、平成21年7月24日は15万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月

⑥ 平成 18 年 12 月

⑦ 平成 21 年 7 月

訂正請求記録の対象者は請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑦までについて、A社から提出された訂正請求記録の対象者の賞与明細書、賞与に係る振込金受取書及び回答、請求者から提出された訂正請求記録の対象者の預金通帳、金融機関から提出された取引推移一覧表並びに複数の同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、訂正請求記録の対象者は、同社から、請求期間②は 21 万 2,000 円、請求期間③は 23 万 9,000 円、請求期間④は 25 万 9,000 円、請求期間⑤は 25 万 4,000 円、請求期間⑥は 35 万 9,000 円、請求期間⑦は 15 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間②から⑦までに係る賞与支払年月日については、上述の振込金受取書及び預金通帳により、請求期間②は平成 15 年 12 月 18 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 21 日、請求期間④は平成 17 年 7 月 15 日、請求期間⑤は平成 17 年 12 月 20 日、請求期間⑥は平成 18 年 12 月 20 日、請求期間⑦は平成 21 年 7 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 21 年 7 月 24 日について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、i) A社は、当該期間の賞与を平成 15 年 8 月に支払ったものの、資料がないため賞与の支払に関する明細について不明である旨回答及び陳述していること、ii) 訂正請求記録の対象者の給料及び賞与が振り込まれていた金融機関は、システム上直近の 10 年を超える期間については取引状況の回答ができない旨陳述していること、iii) 訂正請求記録の対象者が居住していたB町は、当時の課税資料を保存期限経過のため保管していないこと、iv) 請求者は、訂正請求記録の対象者の賞与の支払について確認できる資料を保管していないことから、当該期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認又は推認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700281号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700166号

第1 結論

請求者のA社における平成18年6月30日の標準賞与額を31万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月30日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成18年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において同社から、31万9,000円の標準賞与額に相当する賞与(31万9,500円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年6月30日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成18年6月30日について、A社が加入していたB厚生年金基金は、事業主から請求者の賞与に係る届書は提出されておらず、当該賞与に係る厚生年金基金の記録はない旨回答及び陳述しており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録しなかったとは考え難いことから、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年6月30日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に

係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700194号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700167号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は18万2,000円、平成15年12月18日は18万5,000円、平成16年12月21日は17万円、平成17年7月15日は18万1,000円、平成17年12月20日は18万7,000円、平成18年12月20日は19万5,000円、平成21年7月24日は13万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成27年3月31日の標準賞与額を3万4,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月

⑥ 平成 18 年 12 月

⑦ 平成 21 年 7 月

⑧ 平成 27 年 3 月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、A社から提出された請求者の賞与明細書、B金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び回答、請求者並びに金融機関から提出された取引推移一覧表、同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は18万2,000円、請求期間②は18万5,000円、請求期間③は17万円、請求期間④は18万1,000円、請求期間⑤は18万7,000円、請求期間⑥は19万5,000円、請求期間⑦は13万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間①から⑦に係る賞与の支払年月日については、賞与明細書等により、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は平成17年12月20日、請求期間⑥は平成18年12月20日、請求期間⑦は平成21年7月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、A社から提出された特別賞与明細書及び回答並びに金融機関から提出された取引推移一覧表により、請求者は、同社から3万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間⑧に係る賞与の支払年月日については、A社からの回答及び上述の取引推移一覧表により、平成27年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月31日の請求者の厚生年金保険被保険者賞

与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 31 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700256号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700164号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(平成18年3月11日にB社に商号変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年2月25日から平成15年2月1日まで

私は、平成14年2月25日から、A社に勤務したが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成14年3月から平成15年4月までの報酬明細書(平成14年4月及び平成15年3月を除く。)及び自動車事故に関連するA社の証明書により、正確な入社日は確認できないものの、請求者は、平成14年2月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上述の報酬明細書からは、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の請求期間当時の役員は、販売員に係る厚生年金保険の取扱いについて、最初はアルバイトとして採用した後、勤務状況を勘案した後に正社員として雇用し、アルバイトの期間は社会保険に加入していなかった旨陳述しているところ、請求者の同社における雇用保険被保険者資格の取得年月日は平成15年2月1日であり、オンライン記録と一致する。

さらに、上述の役員は、正社員には歩合給と固定給をそれぞれ報酬明細書と給与明細書に分けて支払い、給与明細書からは社会保険料を控除していた旨陳述しているところ、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保管していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、B社は、すでに解散しており、同社の代表清算人は、請求期間当時の資料を保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。